No.295 2022/10/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

ふるさと納税の返礼品は所得税の対象となります。

Q 私はふるさと納税制度を使い各市区町村に寄付をしていますが、各市区町村から来る返礼品は課税の対象となるのでしょうか？毎年確定申告をしていますが、特に確定申告に記載はしていません。

解説

ふるさと納税の返礼品に関しては、所得税の**一時所得**として課税の対象となります。ただし、一時所得については**50 万円の控除額**があります。

1． 返戻品の所得の種類と価額

ふるさと納税の返礼品については、**一時所得**として課税の対象となります。この場合の課税対象額は、**返礼品そのもの**の他に**送料**についても課税の対象となります。

2． 所得の発生日

一時所得に係る総収入金額の収入すべき時期は、一般的にその支払いを受けた日なので、返礼品の収入すべき時期は、**寄付者が返礼品を取得した日、具体的には、返礼品が寄付者の住所地等に到着した日の属する年分**となります。そのため、年末の寄付などで実際の返礼品の到着が翌年になる場合や、定期便など複数回にわたって返礼品が到着する場合などは注意が必要です。

3． 確定申告の必要性

ふるさと納税で返礼品を受け取った場合は一時所得の対象となりますが、一時所得については 50 万円の控除額があることから、返礼品だけで一時所得が発生するケースは少ないと思われます。仮に返戻率が総務省の指導である寄付額の 30%と想定すると、**約 166 万円（＝50 万円÷30%）を超える寄付をしないと課税の問題が生じない**と思われます。ただし、**高額納税者でふるさと納税を多額に利用している場合**や、**他の一時所得がある場合**には課税の問題が生じることが十分に想定されますので、慎重に検討しましょう。

要するに…

ふるさと納税で返礼品はもらっている場合は一時所得として課税の対象となりますが、対象となる額は返礼品そのものだけではなく送料についてもその対象となります。しかし、一時所得については 50 万円の控除があることを考えると、実際に納税が発生する人は、少ないかもしれません。